

京都市野外活動施設京北山国の家使用料の徴収等に関する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第101号

京都市野外活動施設京北山国の家使用料の徴収等に関する規則

(付属設備の使用料)

第1条 京都市野外活動施設京北山国の家条例(以下「条例」という。)別表第2に掲げる付属設備は石油ストーブとし、その使用に係る使用料は別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第2条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 使用を開始しようとする日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第3条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

別表(第1条関係)

区 分	使用料(1台1時間につき)
宿泊室兼研修室及びベッドルーム用	20 ^円
会議室用	60

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)